

第六十五回
参議院法務委員会會議録第六号

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

小林 武治君

補欠選任

渡辺 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

阿部 憲一君

後藤 義隆君

鈴木 省吾君

亀田 得治君

中尾 辰義君

上田 稔君

江藤 智君

木島 義夫君

久米健太郎君

渡辺 太郎君

松澤 兼人君

山高しげり君

委員

國務大臣

法務大臣

植木庚子郎君

政府委員

法務大臣官房司
法法制調査部長

貞家 克巳君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局事務総長

吉田 豊君

最高裁判所事務
総局民事局長

瀬戸 正二君

本日の會議に付した案件

○旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 若干、執行官に関する現況について関連してお聞きしたいと思いますが、現在、執行官が年間扱ってある事件、どれくらいに達しているのか。特に東京、大阪など地方と非常なアンバランスがあると思いますが、その辺の状況を概略わかるように御説明願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) お答えいたします。

昭和四十四年度の統計によりますと、全国で執行官の取り扱った事件の合計は九十五万九千九百八十二件でございます。その内訳は、民事訴訟法上の執行行為、家屋の明け渡し、建物の収去等でございますが、これが十六万四千四十三件、仮差し押えが八千八百九十五件、仮処分事件が一万三千二十九件、競売法による競売、いわゆる任意競売と呼ばれているものであります。これが二万九千二百六十六件、破産法上の執行、財産の封印あるいは評価の立ち会い等でございますが、これが三

百六十九件、告知催告が三千六百十六件、拒絶証書の作成が二百七十四件、執行行為の事後のことでございますが、執行記録その他の書類の閲覧、謄抄本の交付、これが五万四千九百二十一件、その他が二万六千六百六十三件、そのほか送達行為がございまして、これが民事につきまして四十一万三千二百二十四件、刑事につきまして二十四万六千五百二十二件となっております。以上合計が九十五万九千九百八十二件ということになるわけでございます。東京、大阪等の大都市における数が多いのはこれは言うまでもございません。

○龜田得治君 何%になっていくのですか、東京、大阪合計で。概略でいい。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 東京の事例を申し上げますと、昭和四十四年度の新受事件数が強制執行につきまして有体動産が一萬一千六百八十三件、不動産に関するものが一萬九千三十五件、競売法による競売、有体動産につきまして八十二件、不動産につきまして千五百七十七件、仮差し押え、仮処分等の保全処分が三千九百七十二件、その他が九千三百九十八件、送達が、刑事につきまして十五万一千八百五十三件、民事につきまして十萬五千八百六十三件、東京は非常に多くなっているわけでございます。比較のために、たとえば水戸地裁の件数を申し上げますと、強制執行が有体動産につき七百三十三件……。

○龜田得治君 ちょっと待ってください。それ一々言われると時間かかるのですが、大よそのパーセンテージでいいですが、さっきおっしゃったのを合計するとどういう程度になるのですか、東京の場合。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 一例を送達にとりましますと、刑事の送達でいいますと、東京の事件が全国の半分、民事で申し上げますと三分の一度に相なるかと存じます。

○龜田得治君 大阪はどういう程度ですか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 大阪の件数を申し上げますと、強制執行は、有体動産について八千八百八件、不動産につきまして七百十四件、競売法による競売が有体動産につきまして三十件、不動産につきまして四百九十六件、保全処分が二千八百八件、その他が三千五百九十四件、送達は民事につきまして三万二千五百五十七件と、こうなっております。そこで競売法による競売は、不動産の件数が大阪は四百九十六件、有体動産が三十件でございますから、合計五百二十六件になるかと思ひます。全国の件数は、競売法による競売は二万九千二百六十六件でございますので、そのパーセンテージは数%とく大阪は少ないように思われます。

○龜田得治君 この執行官の数はいまい何名ですか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 本年一月一日現在で全国総員三百五十七名でございます。

○龜田得治君 そのうち東京は何名ですか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 東京高裁管内八十九名でございます。東京地裁管内二十六名でございます。

○龜田得治君 大阪は何名ですか、大阪地裁管内。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 大阪地裁は十四名でございます。

○龜田得治君 やはりそうしますと、扱う件数に對して一番バランスがとれていないのが東京だろうと思ひますが、一人当たりの扱う件数ということになりますと、非常な違いがあると思ひます。一番、一人当たり件数にして忙しいところは東京だと思ひますが、それは一体どんな程度の数になるのか、件数。それから一番件数の少ない執行官はどこなのか。その二つだけすぐわかりますか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 一番多い東京で、有体動産の例を申し上げますと、一人当たり年間五、六百万、一番少ないところで、たとえば松江地裁の西郷支部、これは年間数千万になるかと思ひます。

○龜田得治君 それらを資料別にもええですか、あとでいいですか。さつきからお尋ねしている資料も別に出してください。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) はい、提出いたします。

○龜田得治君 したがって、執行官の収入といひますか、非常な上下の差があると思うのです。

一番多いのは幾ら収入があるのですか。これはわりあいはつきりした収入でしようね。手数料ということになるわけですが、税務署の届けでもいいし、最高は幾らになりますか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 昭和四十四年度の実績で申し上げますと、最高額は盛岡本庁でございまして、七百三十一万一千円、最低額は松江の西郷支部の執行官でございまして、五万円ということになっております。

○龜田得治君 盛岡ですか、最高。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 昭和四十四年度は盛岡でございまして。

○龜田得治君 それは四十四年度は何か特殊な大きな事件でもあつて特別なことなんですか、普通は東京の執行官と違いますか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官の収入の一番大きいものは、やはり不動産の競売でございまして、昭和四十四年度におきましては盛岡において大きな山林の競売があつたということを知っております。その関係で盛岡が最高額になっていると存じます。

○龜田得治君 四十四年以外はどうでしょう、四十三年はどうでしょう、一番高いところ。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 四十三年度の最高額は和歌山地裁新宮支部でありまして八百四十万円、これも同年大きな山林の競売があつた関係でございまして。

○龜田得治君 八百四十万とか七百三十一万と、これに対して少ないところは五万、こういうことで、同じ執行官でありながら非常な開きがあるわけですね。同じ裁判の執行なりそういうことに携わつておる人について、開きが大きい過ぎるわけですね。少ないところについてはもちろん国が補助金を出してあるというわけになっておるわけですが、しかし補助金を出してあるにしても、その開き自体は非常に大きいわけでしょう。この五万円の人に対しては国は幾ら補助金を出したんですか。これは四十四年だけおしやつてくださいますか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 四十四年度の基準額は手元にちよつと資料がございまして、四十五年五月一日以降は最低基準が四十五万円でございますので、五万円の人には四十万円の国庫補助を受け取つたということに相なると存じます。

○龜田得治君 それにしても十倍の開きがあるわけですか。

で、これは大臣にお尋ねするわけですがね。同じ執行官で、ある場所では非常に収入が少ない。したがって国からも補助金を受けておる。補助金

がその人の収入の大部分で、少ないところでは、ところが一方では全然そういうものに頼らないで、しかもその十倍の収入を得ても身分は同じように執行官だ。この辺に何か非常に矛盾を感じざるわけですね。どこの公務員にしろ、仕事をしないところと多いところで収入面が非常に違ふ、そんなことは考えられぬわけであつて、ほとんどこれは公の仕事をやってゐるわけですね。もちろん個人の申し立て等が基礎になるわけでありまして、しかし、そういうことを言えば、裁判官だつて原告の訴えなどを民事の場合には基礎にしてやつてゐるわけでは、どうもこの辺の状態というものが割り切れないと思ふんですね。

だから、ざつとばらんに言えば、全部これを公務員にして、ほかの公務員のように一律に支給をしていく。忙しいからふえる。ひまだから——ひ

まだといつてもその地方にはやはり必要なわけなんですから、そういうことでなければちよつと筋が通らぬように思ふんですが、で、この問題は以前から執行吏制度のあり方というところで問題にはなつておることなんです。こういうことについてどういふふうにお考えでしょうか、大臣として。これは従来の執行吏、執行官の歴史というものを、慣習というふうなものがあるわけですが、でも、どうもそんなものにあまりとらわれてゐるのはいさかいじゃないかというふうな感じがするわけですか。どうでしょう。

○国務大臣(植木庚子郎君) 詳細は他の政府委員からお答え申し上げますが、やはりこれは多年の沿革で、いま仰せになるような欠点と申しますか、御指摘のような見地から見ればいかかと思へる点があることは私も感じます。しかしながら、多年の慣行であり、しかも、これに対して報

いるのには最小限の処遇が必要だといふので、いわゆる国庫補助を出して、そうしてやつておるのでありますから、従来の考え方では、おそれらく私の知つておる範囲と申しますか、従来の理論の上では最低はどの程度でいいんだと、これでもつてやつて、生活もどうかやつていけるのだといふたてまで最低保障をしてゐるのだと思ひます。それ以上のもはそれだけ非常に勤務の状況等も多岐から、これに対して事務量という

ものも重要な参考資料として手数料そのものもきめてございまして、それでやつていけるはずだと、こういうふうな考え方だと思ひます。両方ともそれぞれの一応の理論というのがあると思ひます。やはりこれはたしてこれで昔からやつてゐる慣例的なやり方ではないのかどうかといふことについては、やはり時代とともに検討を加えて、そうして誤りを期するの筋であらうと、かように考える次第でございまして。

○政府委員(眞家寛吉君) ただいま御指摘の問題は、まさに執行官法制定当時におきまして非常に慎重な検討をいたしました根本問題でございまして。御承知のとおり、執行官法の制定に至ります間に

は、完全俸給制ということを目指して鋭意努力を重ねたわけでございます。しかしながら、最終的な判断の時点におきましては、現在の状況下におきまして完全な俸給制の執行官の制度を円滑に実現し、運営するについてはあまりにも障害が多過ぎるのではないかと結論に達したわけでございます。その問題点はなお解消してゐるとは言えないかと存じます。つまり、執行官制度になりましてかなり変わつてまいりましたけれども、職務内容自体につきましてはやはり昔の執行吏時代のものを踏襲いたしてございまして、その事務の内容を見ますと、一般の司法事務あるいは行政事務とは非常に異なる特殊性、困難性を持つております。

したがって、完全な俸給制のもとにおきましては相当多数の職員を必要とするといふことは当然覚悟しなければならぬのでございまして。が、そういう強い強制執行等の事務を行なう職員としてふさわしい素養、能力を持つ職員、しかも決して愉快とは言えないような職務に挺身する意欲を持つてゐる者を十分な数だけ確保して、しかもそれを常時必要数を補給するといふことが非常に困難ではなからうか。また、これについての人事の停滞と無気力を防止する。そして、勤務意欲と事務能率の向上、あるいは持続を確保するといふことは現在の情勢を見まして非常に困難ではなからうかといふ考え方をせざるを得なかつたわけでございます。そして、こういう特殊な困難性を包蔵しておられます以上、こういう点を無視いたしまして強引に制度を強行いたしましたも早晩手詰まりがくるということが憂慮されたわけでございます。そして、そういう動きがとれなくなるというよう

な事態はどうしても避けなければならぬ。確かに執行官制度になりまして幾多の近代性と申しますか、非合理的な点は除去されましたけれども、最後に手数料制というものが残つたわけでございます。しかしながら、これが先生御指摘のよう

に決して理想的な制度であるとは申せませんし、非常に変態的な制度であるといふことはい

は、完全な俸給制といふことを志向いたしまして鋭意努力を重ねたわけでございます。しかしながら、最終的な判断の時点におきましては、現在の状況下におきまして完全な俸給制の執行官の制度を円滑に実現し、運営するについてはあまりにも障害が多過ぎるのではないかと結論に達したわけでございます。その問題点はなお解消してゐるとは言えないかと存じます。つまり、執行官制度になりましてかなり変わつてまいりましたけれども、職務内容自体につきましてはやはり昔の執行吏時代のものを踏襲いたしてございまして、その事務の内容を見ますと、一般の司法事務あるいは行政事務とは非常に異なる特殊性、困難性を持つております。

したがって、完全な俸給制のもとにおきましては相当多数の職員を必要とするといふことは当然覚悟しなければならぬのでございまして。が、そういう強い強制執行等の事務を行なう職員としてふさわしい素養、能力を持つ職員、しかも決して愉快とは言えないような職務に挺身する意欲を持つてゐる者を十分な数だけ確保して、しかもそれを常時必要数を補給するといふことが非常に困難ではなからうか。また、これについての人事の停滞と無気力を防止する。そして、勤務意欲と事務能率の向上、あるいは持続を確保するといふことは現在の情勢を見まして非常に困難ではなからうかといふ考え方をせざるを得なかつたわけでございます。そして、こういう特殊な困難性を包蔵しておられます以上、こういう点を無視いたしまして強引に制度を強行いたしましたも早晩手詰まりがくるということが憂慮されたわけでございます。そして、そういう動きがとれなくなるというよう

な事態はどうしても避けなければならぬ。確かに執行官制度になりまして幾多の近代性と申しますか、非合理的な点は除去されましたけれども、最後に手数料制というものが残つたわけでございます。しかしながら、これが先生御指摘のよう

に決して理想的な制度であるとは申せませんし、非常に変態的な制度であるといふことはい

は、完全な俸給制といふことを志向いたしまして鋭意努力を重ねたわけでございます。しかしながら、最終的な判断の時点におきましては、現在の状況下におきまして完全な俸給制の執行官の制度を円滑に実現し、運営するについてはあまりにも障害が多過ぎるのではないかと結論に達したわけでございます。その問題点はなお解消してゐるとは言えないかと存じます。つまり、執行官制度になりましてかなり変わつてまいりましたけれども、職務内容自体につきましてはやはり昔の執行吏時代のものを踏襲いたしてございまして、その事務の内容を見ますと、一般の司法事務あるいは行政事務とは非常に異なる特殊性、困難性を持つております。

めない事実でございます。

そこで、さらにこの執行官の給与制度というものを前進すべく私も常時検討はいたしてゐるのでございますが、いま言つたような事情はさして変わつてゐると思われぬ。一方この執行官法と申しますのは、過去七十年にわたつていわば放置された執行吏制度に大きなメスを入れたわけでございます。したがつて、いろんな面で受け入れ態勢を徐々に整へるというふうなことがなつたわけでございます。たとえば執行官になりましてからは、予納金の保管とかあるいは差し押え金銭その他職務の執行として受け取つた金銭につきましては、裁判所が保管するというようなことは非常に大きな改革でございますが、そういう改革も当分の間は最高裁判所の定める庁ではそれによらない、従来のやり方でもよろしいというふうな暫定措置がついてゐるわけでございます。

それから、従来はそれぞれ役場を持つておりました、それを一つの本院としておりましたけれども、これは完全に職務の本拠を裁判所に置くというふうな大きな改革でございます。そういう一面につきまして裁判所当局も非常な努力をされて、ほゞ職務の現実の場所が裁判所内に入るといふことは完全に実施されてゐるようでございます。

ただ、会計事務を完全に裁判所で取り扱うというふうな点につきましては、徐々に毎年裁判所職員の増員措置を講じて次第に各庁に及ぼして、いま現在三十七庁がそういう事務を行なつてゐるやうに聞いております。そういう次第でございます。また、さういふ準備的な段階をいま脱却しようという状況にあるのでございませう。こういった気の長い話ではございませうけれども、準備段階を脱却いたしました、そして完全な執行官制度、現在の執行官法が求めております完全な執行官制度というものの出現を待ちまして、そうなりますと、執行官の手数料収入、経費の実態というふうなものがよりはつきりと裁判所においても把握されるわけでございます。そう

いつた段階を経まして漸進的にこの問題は検討しないと、不十分な材料のままで勇断をふるうというところは、非常に将来の問題として危険ではなからうかというふうな考えをわけでございます。それで、完全な俸給制をとるといふことは、非常に割り切つた考え方でございますけれども、世界の例を見ましても、なかなかそういう例は少のうございませう。こういった特殊性に應じまして、いろいろの考え方があつたと思ひます。手数料の性格というふうなものをもつとつきりとさせる、あるいはこれは全くの私見でございますけれども、たとえば外国では固定俸給制とそれから手数料の歩合というふうなことで、しかも一定額以上の場合は、国庫にその収入は入るといふような制度もございませう。そういういろいろのニュアンスがございませう。したがつて手数料制のままではございませう、さらにいろいろのこまかいところで検討して、現実的な、よりよいしかも現実的な制度を考へるといふようなことも不可能ではないわけでございます。そういうステップを踏みまして、執行官の給与制度におきましては、理想的な姿にだんだん近づけていきたいというふうな考え方を持つてゐるわけでございます。非常に気の長い話でございますけれども、なおしばらく検討の期間を与えていただきたいと思ひてゐる次第でございます。

○亀田得治君 右から左に結論を出せる問題ではないわけですが、やはり改善の方向というものを絶えず研究して、きつとめどをつくものは、やはり実現してほしいと思ひます。ともかく相当な優秀な裁判官よりも収入が多いという執行官があるわけですからね。だからこういうことなどが、私はやっぱり矛盾があると思ひます。それから執行官というものが、三百何十名いて、全体としてそういう制度が確立してゐるわけですからね。非常に収入も多い、というのはそれはたまたまそこにあるからさういふ事件にぶつかるわけなんであつて、何もさういふ事件の起こらないところの執行官の能力が低いとか、そんな問題じゃないわ

けだ。だからさうすれば当然その辺にいろいろなくふりの余地があると思ひます。国が一たんの半分をとつて、さうして少ないところに回してやるとか、四十五万を一つの最低保障費といひますけれども、その絶対額自身が、私はやっぱりさういふ時節柄低いと思ひます。と同時に一方十倍の収入を得てゐるものがある、さういふことはおもしろくないわけですね。同じ執行官として、ただこの辺をいろいろ検討になつておるようですが、機会あるごとにやはり漸進的な立場で取り組んでほしいと思ひます。これはまあ要望しておきます。

それから執行官の代理人ですね、これは何人ぐらいいいまいですか、執行官が三百五十七名に對して。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 本年一月一日現在で、執行官職務代理人といわれる者が百三十八名ございませう。

○亀田得治君 この人の給与というものは、これはどういふふうになつてゐますか。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 執行官から手当を支給されるわけでございます。

○亀田得治君 その点は何か基準でもきめておるのですか、もう執行官の自由な考えできめていい、どうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 代行者は手数料の三割を取得するといふ大体の基準がございませう。

○亀田得治君 この代行者というのは、ほとんど執行官と同じ事務所にあるのでしょうか、別な人もある……。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 執行官の事務所に詰めておられて、この中に二種類ありまして、強制執行を取り扱う代行者と、送達のみを取り扱う代行者、この二通りがございませう。

○亀田得治君 この代行者の権限というのか、これはその執行官から委任されて、さうして委任されれば執行官と同じ権限でもって行動できる、さういふふうに扱われておるわけですか。それとも執

行官の指示によつて動くんだと、全権を委任されて動くことはできないのか、その辺はどうなつておるのですか。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 執行官職務代行者は裁判所の許可を得るということになつておりました。代行者になつた以上は執行官と同じ権限で執行行為に当たるわけでございます。

○亀田得治君 同じ権限を持つて行動できるやうなものであれば執行官に似たほうがいいんじゃないですか。その点どうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) 執行官法制定の際に執行吏代理というふうな制度は好ましくないといふことになりまして、執行行為は、すべて国家公務員である執行官が行なうといふたてまえをとつたわけでございますけれども、当時おりました執行吏代理の職を奪うといふこともいかに存せられませんでしたので、臨時に執行官職務代行者という制度を認めておりました。これは、従来、執行吏代理であつたものを裁判所の許可を受けて認めるということにしたわけでございます。

したがつて、その後は、代行者といふのはふえておりません。当時の代理がそのまま代行になつておるわけでありませう。この中から執行官に任命される資格を有するものはこれを裁判所は執行官に任命いたしました。執行官法施行前日における代行者は二百四十名ございませうが、現在は百三十八名となつておりました。約百名の人があつては執行官になり、あるいは老齢のため退職したといふことになつておりました。これはやがて自然消滅する制度でございます。

○亀田得治君 百三十八名の方は試験などをして執行官としては採用されないと、さういふことですか、はつきり言へば。

○最高裁判所長官代理人(瀬戸正二君) そのとおりでございませう。また、この中から任命されるものもあるいは出てくるかと存じます。

○亀田得治君 しかし権限は執行官と同じだといふのですから、どうも、その辺割り切れないうわね。しかし、従来やつていたんだから資格を奪つ

てしまふのも気の毒だということなんでしようが、それだけの権限を与えておくのであれば、できるだけ執行官にしてやるべきだと思うのですね、同じことをするのであれば、されるほうも——執行官の代行者というふうなことで執行されるほうも納得がしにくい点があると思うのですね。だから、試験というのはいくつの型がありすから、型があるから、それに通るにはいろいろやり方もあるでしょうが、しかし試験には通らぬけれども執行官としてはだいたいようぶの人だということだろうと思うのですわ、この残つておる百三十八名は、人柄として、人物として。この点が非常に大事なんですわね、執行官として。申し立てによつてやるのですから、どうしても強いものに使われるというふうなことがあつて、それから、だから人物が非常に大事だ。その点がだいじょうぶなんだという人であれば、私は正規の執行官にしてやつて、そうして気持ちよく仕事ができるということであるべきじゃないかと思うのです。どうでございませうか、自然にこれがやめていくまで待つのだというのでは、少しなんですわね、優柔不断のような気がします。人柄が大事ですから、執行官は、どうですか。そうして私が言う、いやそれは人柄もどうも悪いが悪いというのなら、そういう人にそういう大事な権限を、執行官と同じ権限を預けておくことがおかしいのですから。それは五年なり六年なり一定の期限を経過的に設けるということが必要かもしれないけれども。

でございませう。
○最田得治君 消滅のさせ方の問題ですわね。それから最近の傾向はどうなんでしょう、執行官になる人が少なくて困つてゐる、そういう事情があるのか。さほどそういうことはないかと、毎年申し込みは相当あるというふうな状況ですか、どちらですか。
○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官法施行前日におきます執行官の数が三百三十七名でございまして、現在が三百五十七名でございまして、したがつて、まあ大体これで充足しているという状況でございませう。なお詳しく申し上げますと、四十二年度におきましては五十六名の者が新たに任命され、四十三年度におきましては三十七名、四十四年度におきましては十九名、四十五年度におきましては二十三名の者がそれぞれ任命されております。

はそれは必要ないと思うんですが、その点どうですか。
○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 本年一月一日現在で執行官事務取り扱ひ書記官の発令を受けている者が二十四名ございませう。これはたとえば本會福島、大町、伊那、佐渡、蔵原というふうなへんびなところでございます。
○最田得治君 執行官のあらぬところですね。
○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) そのとおりでございませう。

られたようですが、結局青法協問題について意見が分かれて結論が出ないというところのようですが、いままでの国会における答弁から見ると、この段階になつてそんなに意見が分かれて結論が出ない、持ち越しというふうなことになること自身がおかしいと思ふんですよ。だからその辺どう理解した方がいいのか。われわれとしてはいままでの国会答弁によつていろいろ問題はあるとしても、再任問題にそのことが影響してくる問題ではないというふうな考へていたわけですが、二回も最高裁の會議をやつて、なおかつ結論が出ないというところは、私ははなはだ残念だと思つてゐるんです。どういうふうになつてゐるんですか、実際のところ。新聞によつてはどうも意見が半々だというふうな感じのする報道もありますし、関係者は非常に心配してゐると思ふんです。ほんとうのところをひとつここで明らかにしてほしいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官法におきましては、執行官の地位を非常に高めておられて、国家公務員性を非常に強く打ち出してあるわけでございませう。で、新しい法律によりまして任命資格は四等級以上の者という非常に高い地位を執行官に与えておられますので、かつての執行官代理をすべて執行官にするということもまたいかかかと存ぜられるわけでございまして、執行官職務臨時代行者はあくまでも経過的な措置としてやがては消滅すべきものと、こう考へてゐる次第でございます。

○最田得治君 いまおつしやつた任命のその年度について、申し込み済みですね、なりたいたいという試験の申し込み済みですか、その人数はどのくらいあつたのですか。
○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 裁判所が見まして適当だと思ふ人をいわざすめまして執行官に任命してゐる状況でございまして、申し込みは多いと聞いております。

○最田得治君 そうですね、執行官の問題についてはこの程度にいたしておきます。
最初にも申し上げたように、執行官制度、これはいろいろ問題点の多い部門ですが、ぜひひとつ少しくてもよくなるように——まあ一番問題は俸給、収入の体系の問題だと思ひます。検討を再度要求しておきます。当然恩給などもそれに関連してくるわけですから、そういう意味でひとつ今後とも続けてやはり取り組んでほしいと思ひます。事務総長にちよつと簡単にお聞きしますが、例の十三期の裁判官の再任問題ですね。この前最高裁側の意見として、青法協の会員であることを理由に再任を拒否する、こういうことはしないという態度だ、これは衆議院でも言われたし、この委員会でも私念のために聞いたところ言われたわけですが、しかしどうも最近の模様を見ると、その答弁と若干違ふのではないかという心配が出てまいりましたので、きょうは法務委員会がありまして、その点だけをひとつお聞きしたいと思つて急遽来てもらつたわけなんです。

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官法におきましては、執行官の地位を非常に高めておられて、国家公務員性を非常に強く打ち出してあるわけでございませう。で、新しい法律によりまして任命資格は四等級以上の者という非常に高い地位を執行官に与えておられますので、かつての執行官代理をすべて執行官にするということもまたいかかかと存ぜられるわけでございまして、執行官職務臨時代行者はあくまでも経過的な措置としてやがては消滅すべきものと、こう考へてゐる次第でございます。

○最田得治君 そうですね、執行官の問題についてはこの程度にいたしておきます。
最初にも申し上げたように、執行官制度、これはいろいろ問題点の多い部門ですが、ぜひひとつ少しくてもよくなるように——まあ一番問題は俸給、収入の体系の問題だと思ひます。検討を再度要求しておきます。当然恩給などもそれに関連してくるわけですから、そういう意味でひとつ今後とも続けてやはり取り組んでほしいと思ひます。事務総長にちよつと簡単にお聞きしますが、例の十三期の裁判官の再任問題ですね。この前最高裁側の意見として、青法協の会員であることを理由に再任を拒否する、こういうことはしないという態度だ、これは衆議院でも言われたし、この委員会でも私念のために聞いたところ言われたわけですが、しかしどうも最近の模様を見ると、その答弁と若干違ふのではないかという心配が出てまいりましたので、きょうは法務委員会がありまして、その点だけをひとつお聞きしたいと思つて急遽来てもらつたわけなんです。

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官法におきましては、執行官の地位を非常に高めておられて、国家公務員性を非常に強く打ち出してあるわけでございませう。で、新しい法律によりまして任命資格は四等級以上の者という非常に高い地位を執行官に与えておられますので、かつての執行官代理をすべて執行官にするということもまたいかかかと存ぜられるわけでございまして、執行官職務臨時代行者はあくまでも経過的な措置としてやがては消滅すべきものと、こう考へてゐる次第でございます。

○最田得治君 そうですね、執行官の問題についてはこの程度にいたしておきます。
最初にも申し上げたように、執行官制度、これはいろいろ問題点の多い部門ですが、ぜひひとつ少しくてもよくなるように——まあ一番問題は俸給、収入の体系の問題だと思ひます。検討を再度要求しておきます。当然恩給などもそれに関連してくるわけですから、そういう意味でひとつ今後とも続けてやはり取り組んでほしいと思ひます。事務総長にちよつと簡単にお聞きしますが、例の十三期の裁判官の再任問題ですね。この前最高裁側の意見として、青法協の会員であることを理由に再任を拒否する、こういうことはしないという態度だ、これは衆議院でも言われたし、この委員会でも私念のために聞いたところ言われたわけですが、しかしどうも最近の模様を見ると、その答弁と若干違ふのではないかという心配が出てまいりましたので、きょうは法務委員会がありまして、その点だけをひとつお聞きしたいと思つて急遽来てもらつたわけなんです。

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 執行官法におきましては、執行官の地位を非常に高めておられて、国家公務員性を非常に強く打ち出してあるわけでございませう。で、新しい法律によりまして任命資格は四等級以上の者という非常に高い地位を執行官に与えておられますので、かつての執行官代理をすべて執行官にするということもまたいかかかと存ぜられるわけでございまして、執行官職務臨時代行者はあくまでも経過的な措置としてやがては消滅すべきものと、こう考へてゐる次第でございます。

○最田得治君 そうですね、執行官の問題についてはこの程度にいたしておきます。
最初にも申し上げたように、執行官制度、これはいろいろ問題点の多い部門ですが、ぜひひとつ少しくてもよくなるように——まあ一番問題は俸給、収入の体系の問題だと思ひます。検討を再度要求しておきます。当然恩給などもそれに関連してくるわけですから、そういう意味でひとつ今後とも続けてやはり取り組んでほしいと思ひます。事務総長にちよつと簡単にお聞きしますが、例の十三期の裁判官の再任問題ですね。この前最高裁側の意見として、青法協の会員であることを理由に再任を拒否する、こういうことはしないという態度だ、これは衆議院でも言われたし、この委員会でも私念のために聞いたところ言われたわけですが、しかしどうも最近の模様を見ると、その答弁と若干違ふのではないかという心配が出てまいりましたので、きょうは法務委員会がありまして、その点だけをひとつお聞きしたいと思つて急遽来てもらつたわけなんです。

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

○最田得治君 結論が出ておらぬことについて、その中身をお聞きしてゐるわけなんです。結局それは青法協のことが問題になつてゐるんじゃないですか。われわれはこれまで国会の答弁を聞いてい

る限りでは、そういうことによつて紛糾するとは考へておられない。そこを端的におつしやつてくだされい。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) これも何度も申し上げておられますように、青法協の会員であるという事由だけで新任あるいは再任の場合に候補者名簿に登載しないということはございせんのです。

○亀田得治君 それじゃ時間が長引いたり意見が二つに分かれたというの具体的にはどういふことなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 裁判官会議の内容をここで申し上げるわけにはまいりませんですけれども、意見が二つに分かれていたとか、どういふ問題が出たとかというについては、ここで申し上げるわけにはまいりません。

○亀田得治君 その一人一人のことについて具体的なことをお尋ねしているわけじゃないんでして、こういう種類の問題だとか、その程度のことでは当然これはおつしやつていただかなければならぬと思うのですが、どういふことが問題になつて紛糾しているのか。紛糾でしやう。いままでもそういうことはないじやないですか。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) いままでも必ずしも一回でこの問題に対する会議が終了したというわけでもございせん。別に意見が紛糾しているというのを申し上げることもないと思ひます。

○亀田得治君 きまらぬということは紛糾していることではしやう。紛糾してはなかつたらきまることでは。だから、それは明らかに、もつと突つ込んで考えれば、ある人が青法協の会員である、しかし青法協会員であるというだけで再任拒否はしない。このことは言明してきまし、したがって青法協の会員である裁判官について何かもつとほかに問題点がなからうか、そういうことを究明しているのじやないですか。あらさがしです、言うてみれば、どういふことなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 裁判官会議

で問題にされておりますのは、今度の十三期の裁判官七十名ございまして、必ずしも青法協会員だけが問題になつてゐるわけじやございせん。これはあらゆる点から検討を加えられてゐるわけではございせん。

○亀田得治君 しかし実際に残つてゐるのは青法協会員なんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) その点についてはやはり会議の内容でございまして、ちよつとここで申し上げるわけにはまいりません。

○亀田得治君 これはいつごろまでに――次の裁判官会議はいつですか。きのうは延びたやうです。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 定例の裁判官会議ですと、毎週水曜日ということになつております。

○亀田得治君 毎週水曜日ですか。そうしたら予定は。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) まあ定例の裁判官会議は毎週水曜日でございますから、通常は来週の水曜日に開かれるわけでございます。

○亀田得治君 たいへん重要な議題を扱つてゐる場合には、散会するとき、次はいつやるといふのをきめるのが普通ですね。そうしてこれは期限もあることですか。この問題は。だから――次の会議は通常になる、定例日になるのですか。あるいはその前にもやる予定なんですか。どつちなんですか。

○最高裁判所長官代理者(吉田豊君) 裁判官会議で特別の御決定のない限りは、次の定例裁判官会議ということになつております。

○亀田得治君 じゃあ、まあ来週の水曜日というふうに理解していいやうなお答えであります。いづれにしても、もつとスマートにやつてほしいと思ひます。腹の中で青法協会員おもしろくないと考へてゐる裁判官もたくさんおるのだらうと思ひます。だけれども、そういうことはもう問題外なんですから、最高裁判所がそういうことをもし司法行政の運営の中で出してきつた場合には、最

高裁の自殺行為になると思ひますね。この前もお聞きしたのですが、私はこれはもう重大な憲法問題なんだ。その憲法問題について同じやうな判断を最高裁自身がしなければならぬ事案があるわけですか。思想、信条等を理由にして採用を取り消すとか、首にするとか、そういうたふうな問題が起きてきてゐるわけですね。いままでも裁判所はそれを救つてきたわけですね。裁判所自身が今度はその衝に立たされるわけですから、いやこれは再任だから、新たな任命だからというふうなことを言つたつて、実質的にはそれは追い出すことになるのですよ。だから世間一般は、そんなへ理屈のやうなことはよく理解するものじやないですか。だから、これはよほど慎重にやつてもらはないといかぬです。最高裁判所自身が、場合によつては行政訴訟の対象にされる、変な処置をした場合に。そうして最高裁が被告になつて、まずその下級裁判所がそれを裁いていく、こういうかっこうが出てくるわけですね。もしこじれた場合には、決着がつくまで相当な年月がかかるでしやう。しかしそういう問題について、最高裁判所に上告まで来た場合には、最高裁判所がその事件を扱う権限があるかどうかといふことまで、これまた新たな問題として起きてくるわけですね。だから、私はきわめて重大な問題だと思ひます。決して感情に走つたり、自分の思想と違ふからそれを排除するとか、そういうことではなしに、大所高所から――思想が違ふから排除するとかいふことは世間一般にあることでは、行政面、社会面ではあるでしやう。そこを裁判所が守るのでしやう。最後の憲法のとりでだといふのはそのためにいわれてゐるのですから。人のことはさばくけれども、自分のことになるとより筋を通さぬ。これでは私は大問題になると思ひます。これはおそろくそういうことも最高裁内部で議論をされてゐると思ひますが、ぜひ間違ひないやうにやつてほしい。これは間違ひた場合には、私自身としてもほかの案件に比べて非常に重大な問題だと思ひます。心をきめて最高裁と争わなければならぬといふふう

にも思つてゐるくらいです、實際上。これは憲法を守るためにそういうことですから……。事務総長を通じてひとつ最高裁の皆さんに重ねてこれは要望しておきます。

○委員長(阿部憲一君) ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は結局したものとして認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿部憲一君) 次に、民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案、以上三案を一括して議題とし、これより質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 今回の三法案は、従来この訴訟費用の關係は非常にわかりにくいといふことになつておつたのをまとめられまし。そういう意味では非常にわかりやすいし、また問題点等も相当整理されておられますので、われわれとしてもこの三法案に、もちろん賛成の立場にありませう。したがつて若干お聞きする程度にとどめたいと思ひますが、今度の改正によつて従来に比べてどの程度国民の負担がふえるのかといふ点ですね。訴訟は、何といひまして本末ならば、これはただでやるべきだといふことも考えられるわけですね。もめごとについて国が第三者としてきちんとした判断を下してくれる。若干でもお金を出さなければ判断してもらえないといふのでは金のない人はそれだけ行動が制限されるわけですね。だから、そういう意味でただであるほうが一番いいと思ひますが、しかしそれにしても若干のものは負担する。一般の国民とは違つてめんどうを国にかけるとは。若干のものを負担をするといふことも理由があると思ひます。できるだけ安いほうがいいわけですね。一つ一つの対照をしますと、どの部分で幾ら高くなるかといふやうなことが出て

いというのはいさしうけれども、——大きく眺めると、当事者の経済状態から見ると、高過ぎやしないかということがあるかと思ひますが、内容を考へてみますと、人事関係の訴訟と申しますのは、これはいわば家事の審判調停でまかなひ切れない事件でございまして、訴訟になりますのは、かなりまあやつかいと申しますか、こじれてる事件が多いわけにございまして。また会社関係の訴訟は、これは実質的な関係当事者が非常に多数で、膨大かつ複雑であるという事は容易に御理解いただけると思ひてございしますが、そういった内容、それによる裁判所の手数という点におきましては、これは例外はあるかと存じますが、一般にやはりそれだけの面から考えますと手数料はある程度、少なくとも地方裁判所の訴訟の低下に見合う分という事はやむを得ないのではないかと考へたわけにございまして。

また、外国の例も調べてみますと、何か方法はないかということも考へてみたわけにございしますが、たとえばドイツの制度でございまして、千五百マルクまで区裁判所、それ以上が地方裁判所ということになっておりますにもかかわらず、非財産権上の請求につきましてはその限界線ではなくて三千マルク相当の手数料をとるといったような立法例もあるわけにございまして、どうも各国の制度もそういった傾向は持ちながら一応一律にこの程度の線をやつておるといふふうに見受けられるわけにございまして。

○亀田得治君 一般の財産権上の訴えですね、これについてはどの程度の値上がりになってますか。たとえば具体的に百万円、あるいは五百万、一千万といったように三つぐらいの事例でございまして、それらに非常なにかかりやすい。

○政府委員(眞家克巳君) 訴訟の手数料について申しますと、訴訟百万円で現行法でございまして六千三百円でございまして。それが改正案によりまして七千九百円で、千六百円増しでございまして。二百万でございまして、現行が一万一千三百円に對しまして改正案が一萬二千九百円。訴訟五百万

でございまして、現行が二萬六千三百円の改正案が二萬七千九百円。訴訟が一千万でございまして、現行が五萬一千三百円であるのに對しまして改正案は五萬二千九百円でございまして、最も隔たるところで二千円程度でございまして。これはもう幾ら訴訟が多くなりまして比率そのものを變えておりませんので、そういった結果になるわけにございまして。

○亀田得治君 これに比べると非財産権上の訴えの扱いが非常に目立つものだからお伺ひをしたわけです。

それからもう一つお聞きしますが、これは前から論争になっておるところですが、訴訟費用の中に弁護士報酬を、まあ今回も組み入れておらないわけですが、これは相当法案作成の過程において論議もされたと思ひます。組み入れるべきだという意見も、また組み入れるにしろどの程度に組み入れるのかいろいろ議論があると思ひますが、その辺の議論の経過をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(眞家克巳君) 御承知のとおりこの問題につきましてはかねてからせひとも弁護士報酬というものを訴訟費用の範囲内に入れるべきである、これが国民の救済を十分ならしめるゆゑんであるという声非常に高いわけにございまして。現に臨時司法制度調査会の意見におきまして、弁護士報酬の訴訟費用化及び訴訟制度の拡充について検討することというふうな意見が出されておるわけにございまして。また、これにつきましては諸外国の立法例もあるわけにございまして。そこで、こういった問題をどう取り扱うか、せっかく訴訟費用制度を新たにすると、弁護士費用の訴訟費用化ということもひとつ考へるべきだということにいろいろ議論もしたわけにございまして。

しかしながら、これも先生御承知だと思ひますが、この訴訟費用化の意見に對しましてはかなり強い反対意見もあるわけにございまして。その理由といたしましてはいろいろございまして、その理由も、敗訴者に対しては弁護士報酬まで負担させ

るということもあまりにも酷であつて道義に反する結果になりはしないか。ことに敗訴者がおむね経済的弱者だということを考へますと、これにそれほどの大きな負担をかけるという事はやっぱり考へものではないかという事、あるいは、これは弁護士といたしまして、これは理論的には必ずしも報酬の公平化ということには結びつかないと思ひますけれども、こういった何らかの査定をするというふうなことにしまして弁護士報酬自体が低い水準になつてしまつてはならないかというふうな意見もあつたわけにございまして。

そこで、これは裁判所、最高裁あるいは本省事務当局においてもいろいろ検討をいたしました。弁護士会の内部におきまして、この問題に着実の一部の方は取り組んで検討を進められたわけにございましてけれども、どうも遺憾ながら今度の段階では大方の一致する意見というものが実に出なかつたわけにございまして。この問題は弁護士会においても今後引き続き検討を続けられるものと思ひますし、私どももこの問題非常に重要な問題である、まあ諸外国の立法例なども着実にある程度は調べておりますけれども、これもいろいろあるようでございまして。

たとえば一例申しますと、ドイツは、かなり報酬の高低と申しますか、報酬がきまつてしまつております。イギリスはそういったことはございまして、査定をするという事になつておるわけにございまして。フランスとかアメリカではほとんど訴訟費用化はされておらない。そこでアメリカのある学者は非常にこれは、イギリスに比べてアメリカの制度は劣つておるといふ意見がある半面、イギリスでは敗訴者の負担が非常に大きな額に達する。ですから、したがつてアメリカの制度は決してどうもイギリスに比べて劣つていないのではないかと。むしろイギリスのほうに問題があるのではないかと。こういった意見も外国の制度をめぐりましてあるようでございまして。そういったいろいろな問題がございまして、ちよつとこれは、一応理論的に積極説が筋が通つておるといふよう

なことから踏み切つて制度を固めてしまふということはお慎重を欠くのではないかと、今後十分研究したい、かように思つておる次第でございまして。

○亀田得治君 その全額を対象にしようとするこれは私は非常に不公平な結果になることも多いと思ひます。しかし、現行法の中に全然それを取り上げないというのでもよくないわけにございまして。やっぱり限度があるわけですね。常識的なそういう線を具体的に出して、これは意見がまとまるんじやないか。取り上げる、取り上げない、白か黒かという議論よりこれは両方やっぱり長短がありますね。そのある程度の限度をどこに置くかというふうな点についても相当突っ込んだ議論がされたわけですが、それでもなかなかさきまらぬ、それで見送るということなんでしようか、もう最初の取り上げるか、取り上げないかという一般論でもうバーになったのか、その点どうなんでしようか。

○政府委員(眞家克巳君) 実はどういふ割合のものを訴訟費用にするかという点につきましてもいろいろ研究はいたしたわけにございまして。これは直接の関係はございせんけれども、最近、交通事故におきまして不法行為による損害賠償請求におきまして、弁護士報酬の一部を損害として認めるというふうなものもございまして、そういった参考資料はある程度はございまして。それと必ずしもバラレルにまいらないかもしれせんけれども、そういった検討の手がかりというものもあるわけにございまして。これは私もある程度そういった角度からも検討をいたしたわけにございまして。先生御指摘のとおり私も入れるという方向自体に對して非常な疑念を持つという御意見の方もございまして。その一定の割合、査定をどうするかというところにも大多数の方々の意見が一致して検討を始めるということになりますと、この問題はある程度の曙光が見出せると思ひますか、希望がつけられるのではないかと。かように考へておるわけにござい

さいます。

○亀田得治君 これは取り上げるとしたら非常に低い線から始めてみたらいいんです。弁護士報酬額の全額とかそんなことではなしに、非常に低い線から。そうして若干実行してみても、いやもう少し高いところに線を引いてもいいということになれば、また高くするということならあまり意見がまとまりにくいということにはならないのではないかと思っておりますが、まあひとつ参考には聞いておいてください、今後の問題として。

○委員長(阿部憲一君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、小林武治君が委員を辞任され、その補欠として渡辺一太郎君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) ほかに御発言もなければ三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それでは旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います——別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟

費用等に関する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案、以上三案を一括して議題とし、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。民事訴訟費用等に関する法律案、刑事訴訟費用等に関する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案、以上三案を問題に供します。

三案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部憲一君) 全会一致と認めます。よって三案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時一分散会